第30回成田市農業委員会総会議事録

令和4年12月12日成田市農業委員会

- 開催日時 令和4年12月12日(月)
 午後1時30分から午後3時45分
- 2. 開催場所 市役所 6 階 大会議室
- 3. 定数及び現員 定数19名 現員19名
- 4. 出席委員 19名

議長	檜	垣	金	_						
1番	諏	訪	惠	昨	10番	-	石	井	孝	和
2番	Щ	倉	正	義	11番	7	泉	水	厚	子
3番	矢	﨑	光	\equiv	12番	j	藤	﨑	茂	雄
4番	大	竹	卓		13番	-	森	Ш	光	江
5番	湯	浅	恵	介	14番	,	小	Ш	繁	
6番	諏	訪	和	惠	15番	Ź	秋	Щ	皓	_
7番	木	村	知	子	16番	-	石	原	滿	
8番	北	﨑	悦	夫	17番	7	菅	澤	茂	
9番	秋	間	伸	_	18番	j	藤	崎	明	

- 5. 欠席委員 なし
- 6. 議事日程等
 - 第1 議事録署名人の選出
 - 第2 会議書記の任命
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 あっせんの実施について
 - 報告第1号 専決処分について
 - 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について
 - 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事 務 局 長 井 上 裕 二 農 地 係 長 鎌 形 清 人 主 査 高 木 信 一 主 査 小 川 却 幸 主 査 宮 内 孝 史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、19名です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第30回成田市農業委員会総会を開会し、 直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、11月の総会以降の農業委員会業務につきましては、 お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、6番 諏訪委員、7番 木村委員の両名を指名いたします。また、書記に 振興係 小川主査を任命します。

- ○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 あっせんの実施について
 - 報告第1号 専決処分について
 - 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について
 - 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について
 - 報告第6号 農地等の現況に関する照会について
 - 以上、議案5件、報告6件でございます。
- ○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案 いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

- 12件の申請がございました。
- ①売買でございます。

1番、南羽鳥にお住まいの譲受人が、同じく南羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、 長沼及び南部の田10筆、合計10,095㎡を売買により取得したいという申請で ございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する 旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢により耕作するのが困難で あるため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、竜台にお住まいの譲受人が、東京都江東区にお住まいの譲渡人が所有する、 竜台の田1筆、1,021㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する 旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠隔地に居住しており、耕作す るのが困難であるため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、大室にお住まいの譲受人が、同じく大室にお住まいの譲渡人が所有する、大室の田2筆、合計2,053㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する 旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したが、後継者もなく耕作 できないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、948㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「空港騒音区域拡大に伴い農地が収用されるため、代替地として取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。 譲渡人の事由は、「高齢により耕作するのが困難であるため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、1,504㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「所有する畑に近く、耕作に便利なため」というもので、取得後は 自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したが、耕作 できないため」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

6番、譲受人である長生郡睦沢町の法人が、橋賀台三丁目にお住まいの譲渡人が所有する、北羽鳥及び北部の田及び畑2筆、合計2,036㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する 旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢により耕作するのが困難で あるため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

7番、下方にお住まいの譲受人が、同じく下方にお住まいの譲渡人が所有する、下方及び五区入会の田7筆、合計5,064㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する 旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため」とい うもので、総会資料7ページに案内図がございます。

8番、譲受人である所の法人が、所にお住まいの譲渡人が所有する、所の畑1筆、 9,878㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「法人の事務所から近く、耕作に便利なため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

9番、奈土にお住まいの譲受人が、同じく奈土にお住まいの譲渡人が所有する、奈 土の田1筆、345㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自作地が農道に接していないことから、申請地を取得し耕作しやすくするため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

10番、十余三にお住まいの譲受人が、桜田にお住まいの譲渡人が所有する、桜田の田3筆、合計8,028㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料10ページに案内図がございます。

11番、西大須賀にお住まいの譲受人が、水掛にお住まいの譲渡人が所有する、水掛の田及び畑3筆、合計1,668㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「空港騒音区域拡大に伴い自宅移転予定先に近接する申請地を取得 したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲 渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料11ページに案内図が ございます。

議案集7ページでございます。

12番、西大須賀にお住まいの譲受人が、同じく西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀及び四谷の田12筆、合計13,208㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料12ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な 説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

- ○議長 宮内主査
- ○宮内主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書 類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50 a 以上であること」 については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田10筆を取得し、 水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま らないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田1筆を取得し、 水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田2筆を取得し、 水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑1筆を取得し、 ホウレンソウや甘藷などを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、 甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま らないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の6番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は1名、内1名が代表取締役であり、議決権要件については、総社員が1名であり、この1名は農業の常時従事者であるため、議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、代表取締役が1名で、法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経 営面積の合計が50 a 以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に 従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。 許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田1筆、畑1筆を取得し、ブルーベリーを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に 当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

補足事項となりますが、今回の申請地において、第2小委員会で現地確認を行った結果、雑草が繁茂しており許可基準を満たしていないため、保留とし、当日までに現地の草刈状況を確認した上、総会でご判断を仰ぐこととしました。その後、譲受人から連絡があり、令和4年12月10日に草刈りを実施したとの報告を受けました。

なお、当該農地については、令和4年12月12日付けで事務局において現地確認 を行い、耕作可能な農地となっていることを確認いたしました。その現場写真につき ましては、委員の皆様のお手元にお配りしたとおりです。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、田7筆を取得し、 水稲及び柿を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま らないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の8番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は1名、内1名が代表取締役、1名が常時雇用社員であり、議決権要件については、総社員が1名で

あり、この1名は農業の常時従事者であるため、議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、代表取締役が1名で、法人の農業に常時従事(年間150日以上)しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経 営面積の合計が50 a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に 従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、畑1筆を取得し、 ブルーベリーを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並び にその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地 域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断さ れます。

以上のことから売買の8番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に 当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50 a 以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の9番は、田1筆を取得し、 水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の10番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を

事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、田3筆を取得し、 水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の10番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当ては まらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の11番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を 事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作 の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」につい ては、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の11番は、田1筆、畑2筆 を取得し、水稲及びきゅうりなどを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の11番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当ては まらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の12番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を 事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作 の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」につい ては、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の12番は、田12筆を取得 し、水稲を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の12番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当ては まらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

補足事項となりますが、今回の申請地において、第2小委員会で現地確認を行った結果、申請地の内1筆において雑草が繁茂しており許可基準を満たしていないため、保留とし、当日までに現地の草刈状況を確認した上、総会でご判断を仰ぐこととしました。その後、譲受人から連絡があり、令和4年12月10日に草刈りを実施したとの報告を受けました。

なお、当該農地については、令和4年12月12日付けで事務局において現地確認 を行い、耕作可能な農地となっていることを確認いたしました。その現場写真につき ましては、委員の皆様のお手元にお配りしたとおりです。

以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条①売買の1番について、小委員長より小委員会報告 をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 去る12月7日、午後1時から、市役所3階、第2応接室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、豊住公民館の南東及び南西、市道長沼1号線の北側に隣接する農地及び市道北羽鳥安食停車場線を南に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条①売買の1番に関するご意 見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、豊 住第二スポーツ広場の南西、市道竜台中山線を西側に入った農地で、田として管理さ れておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、大 室共同利用施設の北東、市道大室下曽々井線を南に入った農地で、田として管理され ておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は、十 余三駐在所の南、市道十余三駒井野線を西に入った農地で、畑として管理されており ました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は、遠山郵便局の南西、市道十余三長田線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の5番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- 〇議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の6番につきましては、申請地は、北 羽鳥多目的広場の東、市道北羽鳥餅井田線の東側に点在する農地で、現況は耕作され ておらず、草が生い茂っておりました。

審議の中で、事務局より「申請に係る農地が耕作放棄地の様相を呈しており、譲受人に確認をしたところ、草刈りを行うとの回答がありましたので、「小委員会は保留とした上で総会までに再度事務局で現地確認を行い、その結果をもって総会で判断を仰ぎたい。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の6番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の7番につきましては、申請地は、下 方公民館の南東及び北西、市道下方吉井塚線の南側に隣接する農地及び市道下方3号 線を西側に入った農地で、田及び畑として管理されておりました。

審議の中で、委員より「申請のあった農地の一部で柿の木が植えられている所があったが、あそこは畑として耕作していくという認識でいいのか。」との質問があり、「畑として耕作するということで間違いありません。」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の7番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の8番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- 〇議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の8番につきましては、申請地は、所 二公民館の北東、市道所7号線を北に入った農地で、畑として管理されておりました。 審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の8番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の9番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の9番につきましては、申請地は、堀籠・奈土・津富浦地区農業集落排水処理施設の北西、市道稲荷山柴田線を東に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の9番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。 次に、農地法第3条①売買の10番について、小委員長より小委員会報告をお願い します。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の10番につきましては、申請地は、 旧桜田小学校の北西、市道前原高江線を入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の10番に関するご意見・ご 質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の10番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の11番について、小委員長より小委員会報告をお願い します。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の11番につきましては、申請地は、 四谷共同利用施設の南西、市道県道成田滑河線を東に入った農地で、田及び畑として 管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の11番に関するご意見・ご 質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の11番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の11番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の12番について、小委員長より小委員会報告をお願い します。

(森川 小委員長の挙手あり)

- 〇議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の12番につきましては、申請地は、 四谷共同利用施設の北西、市道県道成田滑河線を東に入った農地で、田及び畑として 管理されておりました。

審議の中で、事務局より「申請に係る農地の内、一筆が耕作放棄地の様相を呈しており、譲受人に確認をしたところ、草刈りを行うとの回答がありましたので、「小委員会は保留とした上で総会までに再度事務局で現地確認を行い、その結果をもって総会で判断を仰ぎたい。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の12番に関するご意見・ご 質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の12番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の12番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。なお、議案第3号農地法第5条②使用貸借権の設定の2番から4番と関連がございますので、合わせて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

本案件につきましては、議案集12ページから13ページの議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての②使用貸借権の設定の2番から4番と同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

1番、押畑にお住まいの申請人が、押畑の田1筆、1,163㎡を「障がい者福祉施設用地」として転用し、続きまして、議案集12ページをお開きください。農地法第5条許可申請の②使用貸借権の設定2番から4番でございます。

押畑にお住まいの借受人が、2番は野毛平にお住まいの貸付人が所有する押畑の田 1筆の一部、0.69㎡を、3番は押畑にお住まいの貸付人が所有する押畑の田1筆 の一部、66.43㎡を、4番は野田市及び押畑にお住まいの相続人が管理する押畑 の田1筆の一部、44.14㎡をそれぞれ借り受け「障がい者福祉施設の造成協力用 地」として令和5年12月28日まで一時転用したいという申請でございます。

総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、及び関連業務の 説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号農地法第4条の1番及び議案第3号農地法第5条②使用 貸借権の設定の2番から4番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○高木主査 4条の1番及び5条②使用貸借権の設定の2番から4番です。

農地の区分は、4条部分につきましては、農用地区域内にある農地のため、令和4

年3月22日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、公益性が高いと認められる事業で、土地収用法や都市計画法、森林法等の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業であるため、許可できる例外規定に該当します。

5条部分につきましては、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の 農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年 以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないと いう回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、障がい者福祉施設用地及び工事に伴う用水管移設の為の造成協力地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、成田用水土地改良区より、差支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年1月10日着工、令和5年12月28日完了の予定となっております。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書 が12月1日付で提出されております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とし、オーバーフロー分を道路側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の1番及び議案第3号農地法第5条②使用貸借権の設定の 2番から4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番及び、議案第3号、農地法第5条 ②使 用貸借権の設定の2番から4番につきましては、申請地は、押畑排水機場の南西、国

道408号を東側に入った農地で、4条の申請地の現況は、草刈管理がされ更地のような状態でした。また、5条の申請地の現況は、田として管理されていました。 審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、議案第2号農地法第4条の1番及び議案 第3号②使用貸借権の設定の2番から4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。 (異議なしの声あり)
- ○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号農地法第4条の1番及び議案第3号②使用貸借権の設定の2番から4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、議案第2号農地法第4条の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第4条の1番は可決されま した。

続きまして、議案第3号②使用貸借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、 賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号②使用貸借権の設定の2番は可決 されました。

続きまして、議案第3号②使用貸借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、 賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号②使用貸借権の設定の3番は可決 されました。

続きまして、議案第3号②使用貸借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、 賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号②使用貸借権の設定の4番は可決 されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第3号と 関連がございますので、順序を変更し、報告第3号、農地法第5条の規定による許可 申請の取下願について、を議題とします。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集36ページをお開きください。

報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、でございます。

16件の提出がありました。

全て①賃借権の設定です。

なお、2番から16番までは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の ③賃借権の設定の2番から16番までと関連がございますので、一括して報告をさせ ていただきます。

1番、賃借人である飯仲の法人が、台方にお住まいの貸付人が所有する、下方の畑 1筆、406㎡を、駐車場用地として転用するため賃借権の設定をしたいという申請 について、取下願が提出されたものです。

本件につきましては、令和4年8月9日に開催されました第26回総会において許可相当として決定されたものでございますが、賃借人から「賃借人の都合により、申請内容を改めて調整のうえで再申請をしたい」との理由により、許可申請の取下願いが提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

続きまして、2番から16番につきましては、賃借権を設定したいとして、先月9日に開催いたしました第29回総会において許可相当として決定されたものでございますが、賃借人から「申請区域の一部に調整が生じたため」との理由により、許可申請の取下願が提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願につきましては、 質問等は、ございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたしま す。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で28件の申請がございました。

①売買でございます。8件の申請がございました。

1番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、499㎡を売買により取得し、「農家住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

2番、滑川にお住まいの譲受人が、名古屋にお住まいの譲渡人が所有する、大菅の畑1筆、456㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料17ページが案内図、18ページが公図の写しでございます。

3番、松崎にお住まいの譲受人が、加良部一丁目にお住まいの譲渡人が所有する、 松崎の畑1筆、19㎡を売買により取得し、「宅地拡張用地」として、転用したいとい う申請でございます。総会資料19ページが案内図、20ページが公図の写しでござ います。

議案集10ページでございます。

4番、譲受人である浦安市の法人が、多良貝にお住まいの譲渡人が所有する、多良貝の畑1筆、2,167㎡を売買により取得し、「流通業務施設拡張用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料21ページが案内図、22ページが公図の写しでございます。

5番、譲受人である新潟県長岡市の法人が、新田にお住まいの譲渡人が所有する、新田の畑3筆、合計2,154㎡を売買により取得し、「駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料23ページが案内図、24ページが公図の写しでございます。

続きまして、6番から議案集11ページの8番までは、同一の譲受人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である東京都港区の法人が、6番は並木町にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑2筆、合計8,823㎡を、7番は川上にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、12,258㎡を、8番は吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、1,085㎡を、売買により取得し、「流通業務施設建設用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料25ページが案内図、26ページが公図の写しでございます。

12ページをお開きください。②使用貸借権の設定でございます。

4件の申請がございました。

1番、吉岡にお住まいの借受人が、同じく吉岡にお住まいの貸付人が所有する、吉岡の畑1筆、340㎡を借り受け、「農業用施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料27ページが案内図、28ページが公図の写しでございます。

2番から次ページの4番までは、先ほど議案第2号と合わせて、ご審議をいただきました。

続きまして、議案集14ページ③賃借権の設定でございます。

16件の申請がございました。

1番、賃借人である匝瑳市の法人が、大室にお住まいの賃貸人が所有する、大室の畑1筆の一部、0.73㎡に賃借権を設定し、「営農型太陽光発電施設用地」として、令和7年12月24日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料29ページが案内図、30ページが公図の写しでございます。

続きまして、2番から議案集19ページの16番までは、先ほど報告第3号、農地 法第5条の規定による許可申請の取下願について、報告をさせていただいた案件であ り、申請区域の調整を行い、改めて許可申請書が提出されたものでございます。同一 賃借人による同一事業であり関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である東京都千代田区の法人が、2番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑4筆の一部、合計2799.96㎡に、3番は、多良貝にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑3筆の各一部、合計2790.69㎡に、4番は、前林及び富里市にお住まいの相続人が管理する前林の畑1筆の一部、579.69㎡に、5番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑1筆の一部、364.95㎡に、6番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑1筆の一部、409.48㎡に、7番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑1筆の一部263.59㎡に、8番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する前林及び一坪田の畑2筆の一部、合計2,562.47㎡に、9番は、一坪田及び富里市にお住まいの相続人が管理する一坪田の畑1筆の一部、214.07㎡に、10番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所

有する一坪田の田1筆、49㎡に、11番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑1筆、1,595㎡に、12番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑1筆、1,057㎡に、13番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する前林の畑1筆、686㎡に、14番は、山武市及び富里市にお住まいの相続人が管理する一坪田の畑1筆の一部、1,390.54㎡に、15番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する一坪田の畑1筆、1,662㎡に、16番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する一坪田の田1筆の一部、890.31㎡に、砂利採取計画の変更により、一時転用期間を延長し、「砂利採取及び搬出路等用地」として、令和5年11月30日まで使用したいという申請でございます。

総会資料31ページが案内図、32ページが公図の写しでございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年8月30日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、航空機騒音障害防止特別地区内の居住者の移転補償に伴う農家住宅用 地です。

資力及び信用については、移転補償概算額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、成田用水土地改良区より、差支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年2月19日着手、令和5年 9月25日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、499平方メートルの敷地に、建築面積約88平方メートルの農家住宅及び建築面積約68平方メートルの車庫兼作業場を設ける計画であり、農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分を東側側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願い します。

(森川 小委員長の挙手あり)

- 〇議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、十 余三駐在所の南、市道十余三駒井野線の西側に隣接する農地で、現況は草刈管理がさ れ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。 続きまして、農地法第5条①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○髙木主査 農地法第5条①売買の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地 に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用について、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題 となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年2月20日着手、令和5年6月20日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、456平方メートルの敷地に、建築面積約82平方

メートルの専用住宅及び建築面積約33平方メートルと約8平方メートルの車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、浸透桝を設置し宅内浸透処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告を お願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- 〇議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の2番につきましては、申請地は、県立下総高等学校の北、県道江戸崎下総線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草が生い茂っておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の2番に関する、ご 意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

- ○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
- ○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。 続きまして、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお 願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○高木主査 農地法第5条①売買の3番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地 に該当します。

転用目的は、宅地拡張用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題とな

る点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可日以降着手、令和5年1月15 日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、19平方メートルの敷地に、建築面積約4平方メートルの物置を設ける計画であり、既存宅地部分を含めても指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の3番につきまして、小委員長より小委員会報告を お願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- 〇議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の3番につきましては、申請地は、学校給食センターの北、県道成田安食線を東側に入った農地で、現況は畑として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。 続きまして、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお 願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○髙木主査 農地法第5条①売買の4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年3月22日公告により除

外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、特別の立地条件を必要とし、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、流通業務施設、倉庫兼事務所の拡張用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年1月16日着手、令和5年12月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、事前協議が軽微な訂正を残すのみで、近日中に終了する予定です。

計画面積の妥当性については、既存の施設用地約5,280平方メートル、拡張部分の敷地面積2,167平方メートル、合わせて約7,447平方メートルになり、事業区域内に倉庫兼事務所を設ける計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、拡張部分の敷地に雨水貯留浸透槽を設置し、既設の集水桝に調整放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の4番につきまして、小委員長より小委員会報告を お願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の4番につきましては、申請地は、多良貝駐在所の東、市道多良貝7号線の東側に隣接する農地で、現況は草刈管理がされ、 更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の4番を採決いたしま

す。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の4番は可決されました。 続きまして、①売買の5番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお 願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条①売買の5番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年8月30日公告により除 外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2 種農地に該当します。

転用目的は、成田国際空港内に営業所のある運送業を営む法人の、貨物自動車の駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年1月15日着手、令和5年5月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、道路法につきましては、道路占用許可申請書 及び道路工事施行承認申請書が近日中に提出される予定です。

計画面積の妥当性については、現在、富里市内に借りている駐車場に保管している 貨物自動車8台を移動する予定で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、 妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、事業区域内に調整池を設置し、市道側溝へ調整放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の5番につきまして、小委員長より小委員会報告を お願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の5番につきましては、申請地は、新田地区農業集落排水処理施設の北東、市道水の上新田線の西側に隣接する農地で、現

況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

- ○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
- ○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の5番は可決されました。 続きまして、①売買の6番から8番につきましては、同一の譲受人による同一の事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○高木主査 5条①売買の6番から8番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年8月30日公告により除 外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2 種農地に該当します。

転用目的は、流通業務施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年2月1日着手、令和6年3月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、開発指導要綱に基づく事前協議は近日中に終 了予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、同意済みとなっております。

計画面積の妥当性については、申請に係る農地の他に、山林5筆、9,596平方メートル、合わせて約32,000平方メートルの敷地に、鉄骨平屋建て倉庫、駐車場などを設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、大型の地下貯留施設を設置し、流出抑制後に、また汚水、雑排水は合併処理浄化槽を設置し、

法定外道路の集水桝へ放流します。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支 障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の6番から8番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の6番から8番につきましては、申請地は、大栄パーキングエリアの南、県道横芝下総線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草が生い茂っておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番から8番に関する、ご意見・ ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番から8番を採決いたします。 なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の6番は可決されました。 続きまして、①売買の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を 求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の7番は可決されました。 続きまして、①売買の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を 求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の8番は可決されました。 続きまして、②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地ですが、令和3年5月31日付けで農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、農業用施設、甘藷の貯蔵施設用地です。

資力及び信用について、施設は9月15日に着手しほぼ完成しておりますが使用はしていません。建築確認がおりた事で勘違いし着工してしまいました。この度の事をお詫びするとともに深く反省しております。今後は、農地法を遵守しこのような事は絶対にしない旨の始末書が添付されています。また、資力については、融資見込み証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年9月15日着手、令和5年 1月20日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内に浸透性集水桝を設置し、敷地内処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条②使用貸借権の設定につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、特別養護老人ホーム成田苑の北東、市道吉岡1号線の東側に隣接する農地で、現況は甘藷の貯蔵施設が完成していましたが、使用はしていないとのことでした。 審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関する、ご 意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたしま

す。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可 決されました。

②使用貸借権の設定の2番から4番は、先ほどご審議をいただきましたので、次の案件に入ります。

それでは、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○高木主査 5条③賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、営農を継続する太陽光発電施設用地です。なお、この申請は支柱部分のみの面積を3年以内の一時転用扱いとするものです。

申請の用途に供することの確実性について、今回の申請は、一時転用許可を受けて設置した施設の期間を、3年間延長するものであるため問題はありません。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和元年から許可を受けて行われている もので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、 日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項について、通常の営農における、平均収量の80パーセントが確保されているかについては、まず、作付作物については、ブルーベリーを栽培しております。現地での営農を開始したのが令和2年5月で、現在生育期間中であり、来年度より収穫が出来る見込みであります。なお、審議対象となる営農型発電設備の下部の農地面積については約1,425平方メートルとなっております。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③賃借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員 会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、竜面集会所の北、市道芝昭栄線の西側に隣接する農地で、太陽光パネルの下部は畑として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。、

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。 本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番から16番につきましては、同一の賃借人による同一 事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説 明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

- ○議長 高木主査
- ○高木主査 5条③賃借権の設定の2番から16番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地、第2種農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められます。また、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、砂利採取用地及び搬出路用地等です。

資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、土地改良区として、差し支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年1月6日着手、令和5年 11月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法は、令和4年10月24日に許可申請を受付されております。

森林法については、林地開発変更許可申請書が令和4年6月30日に受付されてお

ります。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、既に契約済みであり、 問題ないと思われます。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、事業は平成17年1月17日から許可を受けて 行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する 農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、本件は先月11月9日開催の、第29回総会で許可相当として承認された案件ですが、上位の諮問機関である千葉県農業会議へ諮問した結果、可能である一時転用の期間を超えていると判断されたため、関係機関と協議のうえ、対象となる農地の復元を行い、今回の再申請に至っております。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③賃借権の設定の2番から16番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- 〇小委員長 議案第3号、農地法第5条 ③賃借権の設定の2番から16番につきましては、申請地は、一坪田多目的集会施設の南、県道成田小見川鹿島港線の北側に点在する農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利採取事業用地として使用されている農地と、千葉県農業会議から指摘のあった、一時転用可能期間を超えている申請地は農地に復元されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の2番から16番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番から16番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の 挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の5番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の5番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の6番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の7番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の8番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の9番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の9番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の10番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の10番は可決 されました。

続きまして、③賃借権の設定の11番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の11番は可決 されました。

続きまして、③賃借権の設定の12番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の12番は可決 されました。

続きまして、③賃借権の設定の13番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の13番は可決 されました。

続きまして、③賃借権の設定の14番について、小委員長報告のとおり、賛成の委 員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の14番は可決 されました。

続きまして、③賃借権の設定の15番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の15番は可決 されました。

続きまして、③賃借権の設定の16番について、小委員長報告のとおり、賛成の委

員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の16番は可決 されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第4号、令和4年度 第10次 農用地利用集積計画の決定について、を 提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集20ページをお開き願います。

議案第4号、令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により21ページ記載のとおり、令和4年度第10次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、総会資料22ページの総括表により、ご説明いたします。 なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、23ページから25ページ をご覧ください。

それでは、22ページでございます。

1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間6年のものが、13,700㎡、畑2筆2件、詳細は23ページの1番と 2番でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積6,700㎡、畑1筆1件、再設定が契約面積7,000㎡、畑1筆1件でございます。

続きまして、2. 所有権移転でございます。2件ございました。詳細につきましては、議案集24ページ及び25ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

1番、譲受人である野馬込の法人が、千葉市にお住まいの譲渡人が所有する、小浮の田1筆、336㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

移転時期は令和5年2月15日でございます。本件につきましては、作業受委託契約により、譲受人が耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

25ページでございます。

2番、竜台にお住まいの譲受人が、北羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、竜台の田3筆、合計2,494㎡を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

移転時期は令和5年2月15日でございます。本件につきましては、利用権設定に 基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権 移転に結びついたものです。

以上で議案第4号、令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。 (森川 小委員長の挙手あり)
- 〇議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第4号、令和4年度 第10次 農用地 利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。
 以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
- ○矢崎委員 所有権移転の1番について、基盤強化促進法による所有権移転の要件は利用権の設定だけという認識であったが、作業受委託契約についても対象となるのか。 その他、小作契約など、どのような権利設定が所有権移転の要件となるのか確認したい。
- ○井上事務局長 ご質問の所有権移転の要件につきましては、確認をいたしまして、次回の協議会において委員の皆様にご説明させていただきたいと存じます。
- ○議長 他にありませんか。 (異議なしの声あり)
- ○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和4年度 第10次農用地利 用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第5号、あっせんの実施について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

〇井上事務局長 議案集26ページをお開き願います。

議案第5号、あっせんの実施について、でございます。成田市農業委員会農地移動 適正化あっせん基準第7条の規定により、あっせんの申し出がありましたので、あっ せんの実施、相手方候補者の選定、及びあっせん委員の指名についてご審議いただく ものでございます。

①売買でございます。

1番、一坪田にお住まいの申出者より、一坪田の畑1筆、1,751㎡を売り渡したいとの申し出がございました。この申し出は、あっせん基準第8条第1項第1号のア、あっせんを行うことを適当とすべき、農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申し出に該当しておりますので、まず、あっせんの実施についてご審議をお願いするものであり、あっせんの実施の承認と、同基準第9条の規定により相手方となるべき者の候補を議案に記載のとおり選定してよろしいか、合わせてご審議をお願いいたします。

相手方候補者につきましては、あっせん候補者名簿より、申出のあった土地の周辺で耕作する認定農業者等5名を選定しており、あっせんの順位につきましては、同基準第5条第1項第1号の規定により、農地の集団化・経営の効率化などの5つの要件を総合的に判断し決めております。なお、順位1番から5番まで、一坪田及び多良貝にお住まいの方を候補者として選定いたしました。

次に、あっせんを実施する場合は、同基準第11条の規定により農業委員の中からあっせん委員2名を指名し、あっせんを行うことになりますので、議案記載のとおり、 秋山 晧一 委員と秋間 伸一 委員を指名してよろしいか、ご審議をいただくものでございます。

なお、あっせんが成立し、農業経営基盤強化促進法等により所有権移転した場合、 譲渡所得から800万円を控除できる特別控除を受けられるメリットがございます。

以上で議案第5号、あっせんの実施についての説明を終わらせていただきます。ご 審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。 (森川 小委員長の挙手あり)
- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 議案第5号、あっせんの実施につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

- ○山倉委員 相手方候補の順位1番、北﨑さんはなぜ2名の連名になっているのか。
- ○井上事務局長 北崎さんは親子2名で認定農業者の共同認定を受けており、あっせん 候補者名簿も連名で掲載されているため、このような形で掲載しております。
- ○議長 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、「あっせんの実施及び相手方候補者の選定について」と「あっせん委員の指名について」に分けて採決いたします。

まず、あっせんの実施及び相手方候補者の選定について、を採決いたします。 賛成の 委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせんの実施及び相手方候補者の選定については、可決されました。

次に、あっせん委員の指名について、を採決いたします。 賛成の委員の挙手を求め ます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせん委員の指名については、可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集27ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程 第7条第1項の規定により専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集28ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。4件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集30ページでございます。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。

2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農

地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集31ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。

4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集33ページでございます。

④転用事実確認証明でございます。 4条で2件、5条で1件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

議案集34ページでございます。

⑤引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。1件の申請がございました。贈与税、相続税の納税猶予を受けている者は、引き続き納税猶予を受けるためには、3年毎に、納税猶予の継続届出書に本証明を添付して、税務署に提出しなければならないため、証明願いがあったものでございます。

事務局職員が現地調査を行い、農地が良好に管理されていることを確認しましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。(森川 小委員長の挙手あり)
- ○議長 森川 小委員長
- **〇小委員長** 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。 以上でございます。

- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。 (なしの声あり)
- ○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

続きまして、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、 を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- 〇井上事務局長 議案集35ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、でございます。 1件の提出がありました。

台方にお住まいの申請人が所有する、台方の畑1筆の一部、493㎡を貸駐車場用 地として転用したいという申請について、取下願が提出されたものです。

本件につきましては、令和4年8月9日に開催されました第26回総会において許可相当として決定されたものでございますが、申請人から「利用者の都合により、申請内容を改めて調整のうえで再申請をしたい」との理由により、許可申請の取下願いが提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

- ○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。 (森川 小委員長の挙手あり)
- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願につきましては、 質問等は、ございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。 (なしの声あり)
- ○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集45ページをお開きください。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

14件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。(森川 小委員長の挙手あり)
- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。 (なしの声あり)
- ○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。
 次に、報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。
 事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集48ページをお開きください。

報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

- 1件の届出がございました。
- ①農地法施行規則第53条第11号の規定による事業計画書の提出といたしまして、 電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置届が1件ございました。

経年劣化に伴う鉄塔建替及び送電線張替工事用地に係る届出であり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていた だきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

- ○議長 森川 小委員長
- ○小委員長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、 ございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。 (なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

- ○議長 井上事務局長
- ○井上事務局長 議案集49ページをお開きください。

報告第6号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、千葉地方法務局成田 出張所より7件、合計8件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。(森川 小委員長の挙手あり)
- ○議長 森川 小委員長

(閉会 午後3時45分)

- ○小委員長 報告第6号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。
- ○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。 (なしの声あり)
- ○議長 質問等がないようですので、報告第6号を終了させていただきます。 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。 長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。 これを持ちまして、第30回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。
令和4年12月12日
議事録署名人